

住まいの省エネ促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 住まいの省エネ促進事業費補助金（以下「省エネ補助金」という。）の交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、省エネ化につながる住宅の新築、購入及び改修（以下「新築等」という。）に要する経費の一部について補助することにより、住宅からの温室効果ガス排出量の削減に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Z E H 強化外皮基準に適合し、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減され、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅をいう。
- (2) Nearly Z E H 強化外皮基準に適合し、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減され、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が75%から100%未満の範囲で削減された住宅をいう。
- (3) Z E H Oriented 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される住宅をいう。
- (4) 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第二号イに掲げる住宅をいう。
- (5) 国補助金 国土交通省、環境省及び経済産業省が実施する省エネ化につながる住宅の新築等に要した経費の一部を補助する事業による補助金のうち、別に定める補助金をいう。
- (6) エコファミリー 継続的にエコ活動に取り組む「いしかわ家庭版環境ISO」認定家庭をいう。

(補助事業)

第4条 補助事業は、補助対象となる住宅の新築等を行う事業とする。

(補助対象者)

第5条 省エネ補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 石川県内に自ら常時居住するための住宅を新築し若しくは新築建売住宅を購入した個人又は既存住宅を改修した個人であつて、エコファミリーとして認定されている者（認定される見込みの者を含む。）
- (2) 石川県内に個人が常時居住するための住宅を新築又は既存住宅を改修した法人又は個人事業主

2 前項に掲げる補助対象者は、別に定める要件を全て満たす者とする。

(補助対象事業)

第6条 省エネ補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域で行うものを除く。

(1) ZEH、Nearly ZEH又はZEH Orientedのうち、次の全てに適合するものの新築等

ア 外皮性能について、断熱等性能等級6以上であること

イ 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から35%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること

ウ 再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスであること、又は、電源の再生可能エネルギー割合が100%である買電契約がなされていること

(2) ZEHの新築

(3) 長期優良住宅の新築

2 前項に掲げる補助対象事業は、別に定める要件に全て適合するものとする。

(補助金の額)

第7条 省エネ補助金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げるもの 40万円/戸

(2) ZEH 20万円/戸

(3) 長期優良住宅 10万円/戸

(補助金の交付の申請等)

第8条 補助対象者が省エネ補助金の交付を申請する場合は、別に定める期限までに省エネ補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、別に定める必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 交付申請書及び必要書類（以下「交付申請書等」という。）の提出は先着順に受け付けるものとし、その内容に不備があるときは、当該不備にかかる補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

3 知事は、提出された交付申請書等に係る省エネ補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、第1項に定める期限にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を中止することがある。

(交付の決定及び額の確定)

第9条 知事は、前条の交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、省エネ補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）で当該補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、省エネ補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、省エネ補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は変更を行う場合があることを条件として交付の決定を行うものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 前条の通知を受けた補助対象者が省エネ補助金の交付を受けようとするときは、省エネ補助金請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 11 条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、省エネ補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき
- (2) 本事業に係る県の指示に従わなかったとき
- (3) 交付決定をうけたもの（法人等にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき

(補助金の返還等)

第 12 条 補助対象者は、知事が前条の規定による取消をした場合において、知事の命令があったときは、納付書に記載された期日までに、交付を受けた省エネ補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業完了後に省エネ補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合において、省エネ補助金額が過払いとなるときは速やかに消費税仕入控除税額等報告書（様式第 4 号）により知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(調査及び指示)

第 13 条 知事は、省エネ補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、省エネ補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し又は現地を調査し若しくは他機関への確認その他の必要な事項を指示することができる。

(報告)

第 14 条 (削除)

(財産の処分の制限)

第 15 条 省エネ補助金の交付を受けた者は、別に定める期間（以下、「処分制限期間」という）中において、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 6 号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象者あてに通知するものとし、当該処分により収入があった場合等必要と認める場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を補助対象者に請求するものとする。
- 3 補助対象者は、前項の規定による知事の請求があつたときは、知事が定める期日までに交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

(補助事業の経理等)

第 16 条 補助対象者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(個人情報保護)

第 17 条 県及びその職員は、本事業を通じ補助対象者に関して得た情報は、石川県個人情報保護条例（平成 15 年石川県条例第 2 号）に従って取り扱うものとする。

2 県及びその職員は、本事業の実施にあたって、申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了承を得ることなく、第三者に漏洩し、又は第 2 条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 18 条 補助対象者は、別表 1 に定める暴力団排除に関する誓約事項について省エネ補助金の交付申請前に誓約しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに誓約したものとする。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、省エネ補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1（第18条関係） 暴力団排除に関する誓約

暴力団排除に関する誓約事項

補助対象者は、省エネ補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない、また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなった場合においては、異議は一切申し立てないことを誓約しなければならない。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。